

計画素案の修正箇所（新旧対照表）

新	旧
<p>&lt;【目次】&gt; 「第3章 施策の展開」に記載する項目を追加</p>	
<p>&lt;3ページ&gt; 「3 計画の期間」 本計画の<u>期間</u>は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。</p>	<p>&lt;3ページ&gt; 「3 計画の期間」 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を<u>計画期間</u>とします。 <u>なお、期間の途中で中間見直しを行うなど、必要に応じた取組を行います。</u></p>
<p>&lt;4ページ：4段落目修正 5段落目追加&gt; 「5 計画の策定及び推進に向けて」 本計画の推進につきましては、引き続き市の附属機関において計画に記載された取組に関する進捗状況の調査審議などを進め<u>ます。</u> <u>昨今、世の中の価値観や社会そのものが目まぐるしく変化しています。本市としましても、このような時勢であることを認識した上で、本計画を土台に、今後、こども基本法に基づくこども等の意見反映に適切に取り組むとともに、期間の途中においても必要に応じて計画の中間見直しを行うなど、本市のこどものみなさまの状況を適宜勘案しながら、時代に即したこども施策に取り組んでいきます。</u></p>	<p>&lt;4ページ：4段落目&gt; 「5 計画の策定及び推進に向けて」 本計画の推進につきましては、引き続き市の附属機関において計画に記載された取組に関する進捗状況の調査審議などを適宜進めるとともに、<u>こども基本法に基づくこども施策に対するこども等の意見の反映を適切に行いながら取り組んでいきます。</u></p>
<p>&lt;27ページ：下段に文言を追加&gt; <u>※こども大綱に掲げられる「こども施策に関する重要事項」及び「こども施策を推進するために必要な事項」については、国や都道府県が取り組むもの並びに現時点において本市の施策として取り組まれていないものも含まれており、全ての事項について記載しているものではありません。</u></p>	

※上記以外では、「第1章」中の調整中となっていたグラフの修正及び軽微な文言の修正を行っています。